

資料

日系アメリカ人事件の研究 (II)

藤倉皓一郎

釜田泰介

ヒンズリー事件

Ex parte Mitsuye Endo, 323 US 283 (1944)

釜田泰介訳

ダグラス判事が法廷意見を述べた。

本件はこの事件に判決を下すうえでの法律問題に関する指示を求めて第九巡回区控訴裁判所より当法廷に照会された事件である。(Judicial Code, § 239, 28 USCA § 346, 8 FCA title 28, § 346) 1)の条項によつて当法廷が上告立法院あたられたと同じく同じくの申請は一九四三年七月に同地裁により却下された。一九四三年八月控訴裁判所へ控訴がなされた。その後彼女はテュール・レイクの収容所からユタ州トペズにある中央ユタ収容所 (the Central Utah Relocation Center) へ移転させられ、現在彼女はそりに収容されている。一九四四年四月二二日に法律問題の照会が当法廷になされた。そりや一九四四年五月八日

当法廷は全記録を当裁判所へまわすよう命じた。被上告人は被告召喚状を送達されなかつたしこの訴訟に出頭もしていなかつた。がしかしカリフォルニア北部管轄の連邦検事がこの申請は認められるべきだないと地裁でのべ、当法廷では法務次官がこの意見を展開した。

一九四一年一二月七日、真珠湾にあるわが国の海軍基地を日本軍が攻撃しそして一九四一年一二月八日わが国が日本に宣戦を布告した(55 Stat 795, c 561, 50 USCA APPX note, prec. § 1)のに続いて、太平洋沿岸地区より日本人と日系アメリカ人とを疎開をすに至つたるわれのはヒラバヤシ対合衆国(320 US 81) はおじてくわしく再吟味されたので、ソノでは簡単に要約するだけでもよしと想つ。一九四一年一月一九日、大統領は行政命令 No. 9066 (7 Fed Reg. 1407) を公布した。それは「戦争を成功裡に遂行すには一九一八年四月二十日法の第四章 (40 Stat 533, c 59, as amended by the Act of November 30, 1940, 54 Stat 1220, c 926 and the Act of August 21, 1941, 55 Stat 655, c 388) により定められてる国防上の資材、国防上の敷地、国防産業をスペイ、サボタージュからあらゆる可能な方法で保護する必要がある」と述べていた。

また同命令は次のような権限の授権と指示をしていた。「その権限とは国防長官または彼が時に応じて指名する軍司令官が

必要あるいは望ましいと考える時はいつでも、彼らが決定する場所と範囲で軍事地域を定め、その地域からある者またはすべての者を排除する」ことができ、そしてこの地域に関して国民の有している立入り、居留または立去りの権利は国防長官または当該軍司令官が本人の裁量によつて課すいかなる規制にも服すべきものとするというような行動をとれる権限である。国防長官はこの結果、当該軍事地域から排除される住民に対し、同長官または前述の軍司令官が必要と判断する輸送、食料、居所、その他の便宜をはかる権限を与えられ、かつ他の処置がなされるまで當命令の目的を達成する権限を与えられるものとする。」

西部防衛隊司令官、デヴィット陸軍中将がこの行政命令の実施を命ぜられた。一九四二年三月一日、彼は布告 No. 1 を公布した。同布告は合衆国の西海岸全域は「その地理的位置により特に合衆国が現在戦争をしている国家の軍隊による攻撃と侵略の危険にさらされており、かつ、これとの関係でスペイ活動やサボタージュ行為をうけようとしている。ゆえにこのような敵の行動を防止するうえで必要な処置が講じられる必要がある」と述べていた。

同布告は西部防衛区域内に一定の軍事地域を指定しそしてこの結果一定の人物はこれら地域より排除されると宣告した。一

九四一年三月一六日デウイット将軍は布告 No. 2 を公布した。同布告は前述したのと同じような現状につき述べたのち、更に新たな軍事地域の指定を行つた。(7 Fed. Reg. 2405)

一九四二年三月一八日、大統領は行政命令 No. 9102 を公布し、同行政命令は大統領行政政府の緊急対策局内に戦時再配置局を設置した。(7 Fed. Reg. 2165) 同命令は戦時再配置局は「國家安全上の観点より必要とされる一定住民の指定地域からの移転に備えて」設置されるものであると述べていた。同命令はまた同局局長に「国防長官または担当軍指令官が一九四一年二月一九日付行政命令 No. 9066 にむとつき時に応じて指定する地域から上記の行政命令により指定される人物を移転させ、再配置、維持、監督をするとこう計画を立てそれを遂行する」権限と指示を与えていた。

同局局長は特にこの計画を有効に遂行するために必要または望ましいと思える規則制定権を与えられた。

連邦議会はヒラバヤン対合衆国事件において指摘されたようにまもなく法律を通してそれにより行政命令 No. 9066 を批准確認した。それは一九四二年三月二十一日付法によりなされたのである。同法は次のように定めていた。

「大統領の行政命令の授権にもとづき、国防長官または国防長官に指名された軍司令官によつて指定される軍事地域内に、

」のような地域に適用される規制に反して、または国防長官あるいは軍司令官の命令に反して、立入り、居留し、立去り、または一定の行為を行う者は何人も、本人がこの規制または命令の存在ならびに適用範囲について知つていていたがあるいは知つているべきであつたことが明らかになる場合には軽罪を犯したものとし、有罪の場合には各犯罪につき五千ドル以下の罰金、または一年以内の拘禁またはその両方の責任を負うものとする。」

一九四二年三月二十四日に始まる一連の一〇八にわたる市民排除命令が布告 No. 1, No. 2 に従つてデウイット将軍により発せられた。上告人の排除は一九四二年五月七日付の市民排除命令 No. 52 により効力を与えられた。同命令は「日系の者は米国籍を有しない者も有する者もすべて」一九四一年五月一六日正午、カリフォルニア州サクラメントから排除されると命じていた。上告人は一九四二年五月一五日サクラメントの集結所へ疎開させられ、そこから一九四一年六月一九日テュール・レイクの収容所へ移された。

一九四二年五月十九日、デウイット将軍は市民規制令 (Civilian Restrictive Order No. 1, 8 Fed. Reg. 982) を公布し、一

九四二年六月一七日には布告 No. 8 (7 Fed. Reg. 8346) を公布した。これらの命令は疎開者にデウイット将軍の司令本部から許可による以外は集結所や収容所を離れる」とを禁止してい

た。布告 No. 8 は「これらの軍事地域内の現状が軍事上の必要事項として」、疎開者を「再配置と保護と監視のために収容所へ」移すことを求めていたこと、並びにこれらの収容所は戦時再配置計画地域 (War Relocation Project Areas) と指定されること、並びにこの地域に立入り、留まり、立去るこという疎開者の権利に対しても規制が課されることを述べていた。これらの規制は西部防衛管轄域内にある収容所に適用されるもので、それは上告人が拘禁されている収容所の両方、すなわちテュール・レイクと中央ユタの両収容所を含んでいた。そして布告 No. 8 は、この規定に従う義務を負わされている者のうちそれを遵守しなかった者は一九四二年三月二一日法により定められている刑罰に処せられるものとしていた。

一九四二年八月一日付書状でデヴィット将軍は戦時再配置局にこれらの地域を立去る者へ許可を出す権限を与えた。この委任と行政命令 No. 9102 により付与された権限により戦時再配置局はミッエ・エンドーが収容されていた収容所からの疎開者の出入りに対する監督権を与えられた。

戦時再配置局のこの計画は三つの主要な特色をもつといわれている。第一は収容所を疎開者の仮の居住地として維持すること、第二は忠誠な疎開者を不忠誠な疎開者から分離すること、第三は不忠誠な疎開者を引きつづいて拘禁し、忠誠な者を特別

指定地域へ可能な限り再配置することであった。これらの仕事の後半の面に関して戦時再配置局は収容所からの退出許可を与えるための手続を制定した。不定期退出に関するかぎりその手続は現在次のように定められている。

まず退出許可申請を出すこと。申請人に不定期退出許可を出すことが「戦争計画並びに国家の安全と平和に与える影響の蓋然性」を確定するために申請人の調査がなされる。退出許可の付与はこの収容所からの脱出を認めるのではない。不定期間退出申請も同時になされねばならない。不定期間退出は一四の条件にもとづいて付与される。たとえばそれは次の場合に与えられる。(1)申請人が当局により調査され承認された雇用申出または援助申出をうける意思表示をする場合、(2)申請人は働く意思はないが自分の生計を営む十分な財源をもつていて、収容係官が「申請人の目的地における住民感情」を調べて承認した場合、(3)申請人が就職の準備をする間、係官の承認したホテル、または私人の家に住む手続をとった場合、(4)申請人が連邦または地方政府機関による仕事につくことを申し出た場合、(5)申請人が指定された種類の家族と一緒に生活しようとする場合などである。

しかしたとえ申請人がこれらの要件を満たす場合でも申し出されている居住地または就業地が「その住民感情が好ましく

ない」と確認される地方に属するとか、申請人が当局により当該許可の対象として認められていない地域に行こうとする場合には許可は出されない。申請人が居住または就業をしようと考へている地が再配置用に準備されていない地である場合にはこのような許可は出されない。さらに申請人は仕事または住所の変更につき迅速な報告を当局にすることに同意しなければならない。そして付与される不定期間退出許可は、これらの者がそこから疎開させられた地域を含む禁止軍事地域への入りを許していらない。

ミヅエ・エンドーは地裁にこの訴えを提起したのち一九四三年二月一九日退出許可の申請をした。退出許可は一九四三年八月一六日彼女に与えられた。しかし彼女は不定期間退出許可の申請をしていなかった。

彼女の人身保護令状申請は、彼女は合衆国の忠誠な良民であること、彼女に対し何らの間責もなされていなかつたこと、彼女は違法に拘禁されていること、彼女は収容所で軍人の監視の下に自分の意思に反して拘禁されていることを申し立てている。上告人が忠誠な良民であるということは法務省と戦時再配置局により認められている。彼らは、彼女が何らかの間責により拘禁されているとか、彼女は正に不忠実の疑いをかけられているのだということを主張しているのではない。さらに彼らは彼

女は収容所に長期に渡って収容されるであろうとも主張していない。彼らは不忠実なものから忠実な者を分離し再配置に必要な指導をするために要するより長い間、不忠実あるいは転覆の間責がなされた国民を拘禁することは戦時再配置局の権限を越えているということを認めている。しかし彼らは退出許可を与えたのちさらに一定期間拘禁するのは疎開計画において欠くことのできない処置であったと主張している。この結論は次のような状況に根拠を置いている。

西海岸からの強制疎開が決定されたとき、疎開者をまず第一に移す集結所に拘禁したのちの管理方法が未決定であった。一九四二年四月七日戦時再配置局の局長は山脈を共有している州の知事を含む種々の州政府と連邦政府役人とでソルト・レイク市において会合をもつた。「どんなタイプのものであれ監督なしでの再配置に対しては強力な反対意見がのべられた。州知事のある者は彼らの州へもち込まれる疎開者が常に軍隊の監視下に置かれていないかぎり、法と秩序の維持に責任をもてないとした」(Sen. Doc. No. 96, supra, note 7, p. 4) 議会の調査委員長への報告書の中でデウイット将軍により述べられているように「本来、軍事的には日系住民が沿岸地域から移転させられて内陸部に散らされることだけが必要とされていた。その内陸部では敵の沿岸地帯襲撃の際の協力行動の危険性とか、それに先立

つ全面攻撃を準備する協力行動の危険性も存在していなかった。この疎開計画が必然的かつ究極的に完全な連邦の監督をうけるものに発展していったのは、第一に内陸部州が監督をうけない日本人の移住をうけ入れない、という事実のためにあつた」(Final Report, Supra, note 2, pp. 43, 44) そこで早速当局は疎開者集団が個人でどこかへ移住するのを援助する計画をとりやめた。そして疎開者が個人で職業をえるのを援助する計画を一時的に中止した。そのかわりに当局は「全疎開住民を収容するに十分な能力と設備をそなえた政府運営の中心施設の設立に力を集中した」(Sen. Doc. No. 9, 7, Supra, note 7, p. 4) したがって当局は収容所にいるこれらの人々の基本的必要事項に注意を払い、正常な社会にできるだけ多くの者が再び永住することができるだけ迅速に推進し、そして収容所へ残される者に不定期間生活必需品をあてがうという義務を負うたのである。忠実な疎開者をその他の者から分ける努力がなされた。われわれが論じてきた退出計画は施行され、再定住計画が開始された。このように計画された秩序ある再配置は疎開計画を成功さすのに欠かせない」とあつたと主張されている。またこのような監視がなされなかつたら、受け入れ準備の整つていらない社会へ望まれていない人々が危険なほどの無秩序で移住させられることになつただろうとも主張されている。そして監督のない疎

開は苦難と無秩序の結果をひきおこしたであらう」と、並びに疎開計画の成功には、個々人の釈放が一貫してその者と国民に安全と幸福をもたらす場合をのぞいて、疎開させられた住民に対して連邦政府監督を継続する必要があると考えられていたとも主張された。さらに疎開者に対する社会の敵対心は減少していくけれども消滅はしていなかつたし、再配置過程に対する当局の監督をつづけることは疎開計画の成功にとって欠かせないと主張されている。監督つきの収容は疎開完了のために選ばれた方法であるが、これは全過程のうちでは最後の処置でありそして最初にとられた処置の帰結であると主張されている。退出規制に従つての上告人の拘禁は、現時点ではスペイ・サボタージュの防止に直接関係していないということは認められている。しかし行政命令 No. 9102 はスペイとサボタージュに対する防衛のために明文で付与された権限を行使することによつて起こつてくる状況を制御するために必要かつ適切な規則を作成する権限を与えたものだと主張されている。この退出規制はこの範ちゅうに属しているといわれている。

〔第一〕当法廷はミシエ・エンドーは自由を回復されるべきであると判断する。この判断を下すに際して議論の根底にある憲法上の争点にはふれない。というのは戦時再配置局が不忠誠な国民を拘留する権限をもつてゐるとしても、明らかに忠実な

国民を退出手続に服さず権限をもつてゐるは考えられないか、ひである。

当法廷は *Ex parte Milligan*, 4 Wall (US) 2, もか *Ex parte Quirin*, 317 US 1, 事件で提出されたような問題を本件で取り扱つてゐたが、これを最初に注意しておくれるのである。この二件では人身保護裁判において戦時法にしたがって国民を裁判する軍事裁判所の権限が問題とされていたのである。この二件では人身保護裁判において戦時法により拘禁されてしまふのであって軍隊によるものではない。さらに疎開計画は軍隊だけにまかされていたのではないか。戦時再配置局はこの計画の遂行のために大幅な責任を与えられていた。そして連邦議会は一九四二年三月二一日法を通して、違反者を处罚するとのよりこの計画の実施をはかったのである。したがつて軍法の問題は何ら含まれていない。

当局がもつてゐるような拘禁権限は行政命令 No. 9066 に由来する。この命令によつて例の一九四二年八月一日付書状でデウット将軍は当該機関に権限の委任を行つたのである。そして戦時再配置局を創設した行政命令 No. 9102 は行政命令 No. 9066 により認められた計画を履行しようとしたにあたる。

われわれはこの分野の法律解釈を行うにあたり、行政命令

No. 9066 の解釈を試みる。実際この行政命令は一九四一年三月二一日法と共に考えられねばならないのである。この法律は、この法律との命令の一いつが一緒になって連邦政府の非軍事機関がこの疎開計画に参加するための根拠を与えてゐるといふ。この命令を承認し確認したのである。*(Hirabayashi v. United States, 320 US pp. 87-91)* しばしば戦時問題の急務を処理するために大統領や他の行政官に対し議会により広範な権限が与えられる」とは認められてきた。そして憲法は行政部と連邦議会に戦争権の行使を託した時、必然的に戦争が効果的かつ成功裡に行われるために彼らに広範囲の判断と裁量権を与えたのである。*(Hirabayashi v. US (320 US p. 92))* しかし同時に憲法は連邦政府の権限と同じように個人の多くの権利（公民権）を列挙するという形で特定している。かくして憲法は個人の逮捕、監禁、有罪判決に際しての手続上の保護を規定している。これらのあるものは修正六条中に含まれている。有罪判決が有効であるためにはこの条文の遵守が不可欠なのである。*(Tot v. US, 319 US 463)* また修正五条は何人も法の適正な手続によらずに自由、生命、財産を剥奪されないと定めている。安心に個人の基本的人権の侵害に対する今一つの保障として憲法一条九節には「人身保護令状の特権は反乱とか侵略の場合で国家の安全がそれを要求してゐる時でないかぎり、停止されない」

と定めてゐる。(Ex parte Milligan, 4 Wall (US) 2 参照)

われわれは当法廷で論じられた憲法上の争点をおもいおこす為にこれらの憲法条文にふれたのではなく、憲法が特定的に保障している微妙な領域の権利にかかわっている連邦法と大統領命令に対しとられるべき姿勢を示すためにこれらの憲法条項について述べたのである。当法廷は法律がその文面上憲法に特定されている禁止条項を犯していることが明らかな時には、合憲性の推定を働かすことに対する終始一貫して常に消極的態度をとつてきいた。またわれわれは法律の内容を憲法に適合するよう解釈することによってその法律を救うというような法解釈を好んでとつてきた。本件では次のような論理が考えられる。

大統領と議員は裁判所と同様に国民の自由に対し高度の配慮を払い、それを尊重しているとわれわれは考えるべきであろう。戦時法を解釈するに際してわれわれは彼らの目的は国民の自由と戦時の急務との間に最大限可能な調和をもうけることであつたと推定しなければならない。付与されている立法権または行政権中に默示された権限を見い出すよう求められる時、われわれは立法者は彼らが使用した文言により誤解の余地なき程明白に示したよりも大きな規制を国民に課すつもりはなかつたと考へるべきである。

一九四一年三月一一日法は戦時法であった。下院の報告書

(H. Rep. No. 1906, 77th Cong. 2nd Sess. p. 2) が「この立法に対する必要性は戦争に伴う危険性を少くするには国防資材、国防施設、国防産業をそれに対するスパイ活動、サボタージュ活動から可能なかぎり守ることを要するという事実からもち上つた」と述べていた。これはまさに行政命令 No. 9066 の目的であつた。というのはわれわれがみてきたように同命令は指定軍事地域から日系人を排除する理由としては、このような財産を「スパイとサボタージュから守る」ということをあげていたからである。そして行政命令 No. 9102 は、われわれが特に言及したように「国防上必要とされている日系人の指定地域からの移転に備えるために」戦時再配置局を設立した。この法律とこれらの命令の目的は明白である。これらの唯一の目的は戦争行為をスパイ活動、サボタージュ活動から守ることであつた。これらの命令により付与された権限の解釈はこの唯一の目的に照らしてなされるべきである。

この法律も命令も拘禁という表現を使つていない。法律は適用される規制に反して指定された軍事地域に何人も「立入り、留まり、立去り、または何らかの行為を行つて」はならないと述べている。行政命令 No. 9066 やこれらの指定地域へ「立入り、留まり、そこから立去るという何人も持つてゐる権利は軍隊が課す規制をうけるものとする」としている。そしてこれら

の規制以外には国防長官は疎開者に「輸送、食糧、住居を提供し、その他の便宜をはかる」権限を与えられているにすぎない。行政命令 No. 9102 は行政命令 No. 9066 の適用をうける人物を指定軍事地域から「移転」させ、そして「収容、維持、監督する」ための計画を作成し実行する権限を与えるかつ指令している。そして「このような計画を作成する権限を推進するために必要または望ましい」規制を作成する権限が当局に与えられている。さらに外出禁止規則の事件 (Hirabayashi v. US, 320 US 81) とちがって、一九四二年三月一二日法の立法過程をみると拘禁については何も触れていない。そしてこの何も触れていないことは、収容所への拘禁はもともとの疎開計画中にはなかつたことである。のちに疎開者が行きたいと考える地域の側に疎開者に対するかなりの敵対心が存在していると担当係官によって判断されたことに対処するためにでてきたことであつたという事実を考えるなら特に重要性をもつてくるであろう。

われわれは疎開計画と無関係の拘禁が合法的であると言おうとしているのではない。また法律と命令が拘禁に関して何も述べていないという事実はもちろんどんな拘禁権もないということを意味しているのでもない。ある程度のこののような権限は疎開計画を成功裡に行うために実際不可欠であろう。少くともわれわれはそう考える。さらにわれわれは本件のためには収容所

へ最初拘禁することは認められたと考える。しかしわれわれは現存している拘禁権は默示されていなければならないということを強調するために、この法律と行政命令の立法過程で拘禁権に関し何も触れていなかつたということを特に取りあげているのである。もし国民の自由とこの戦時法との間に最大限可能な調和が存すべきとするなら、このような默示権限は疎開計画の正にその目的にのみ狭く限定されなければならないだろう。

明らかに忠実な国民は何らのスペイとかサボタージュの問題を引きおこさないだろう。忠誠は心の問題であつて人種、信条または体色の問題ではない。忠実な者は当然スペイでもサボタージュ者でもない。拘禁権限が戦争行為をスペイとサボタージュから守る権限から引き出される時、この目的に関係のない拘禁は認められていないのである。忠誠が認められていないかあるいは立証されていない者に対してもかかる拘禁権が默示されてしまうとも、明らかに忠実な国民を拘禁する権限または条件つき釈放を許す権限は疎開計画における有用または便宜な処置として默示されてはいない。もしわれわれが、われわれが考えているように最初の疎開は正当化されたと考えるなら、その合法的性格はそれがスペイとサボタージュに対する処置であつたという事実から引き出されたのであって、日系人に対する社会の敵対心が存したということからではなかつた。疎開計画はこ

の根底に横たわっている法律が示しているように、明らかに前者の理由に依存していたのであって後者の理由に依っていたのではなかった。スペイ・サボタージュに対する保護として国民を拘禁する権限、または国民に条件つき釈放を認める権限は、少くとも本人の忠誠が認められる時、消滅するのである。もしわれわれが拘禁する権限はその後も継続すると判断するなら、われわれはスペイまたはサボタージュに対する処置を何か他の形のものに変えてしまうことになるだろう。このような変更は行政命令 No. 9066 またはそれを承認した一九四二年三月二一日法により行われていなかつた。この法律も命令もが行わなかつたことをわれわれがするわけにはいかない。スペイとサボタージュの活動を防止するための拘禁は許されるとても、この防止に關係のない拘禁はまったく別の性格をもつたものである。

忠実な疎開者に対する示され社会の敵対心は深刻な問題であつたろうし（おそらく依然としてそうである）。しかしながらこれらの者を拘禁し監督する権限がこのような理由にもとづいて求められるとしても一九四一年三月二一日法、行政命令 No. 9066、行政命令 No. 9102 は何らの支持をも与えていない。しかもこれを支持するものは他にも何も見当らない。これらの法、命令をこのよう広い意味に解することは、たとえ政府が日系人の我が国に対する忠誠を認めたとしても、連邦議会と大

統領が、まったく血統のゆえにのみ差別行為がこれらの者に對しとられるべきであると思っていたと推定することになるだろう。われわれはこのよだな推定をすることはできない。大統領がこれらの忠実な国民について述べたゞとく「日系アメリカ人は他の系統のアメリカ人と同じようにわが国の制度を受け入れることができるし、受け入れたいと考えている」ということ、並びにわれわれ残りの者と共に忠実に働いて、国民の福祉と幸福に彼ら自身の価値ある貢献をなしているということを示してきただのである。われわれがこの戦争の目的としてかかげている理想を擁護するかぎり、他のすべての少数派に属する者に對する「じとく」の日系という少数派の者に對しても、公平にして配慮ある平等な取り扱いをするという高い水準を維持しなければならないであろう。」(Sen. Doc. No. 96, Supra, note 7, p. 2)

ミシエ・エンドーは戦時再配置局による無条件釈放を受ける権利を有している。

〔第一〕当該裁判所が人身保護令状を出す管轄権をもつてゐるかどうかという問題が残つてゐる。なぜなら本件が控訴裁判所に係属している間に上告人は彼女が最初に拘禁されていたカリフォルニア州北部地区にあるテュール・レイク収容所から連邦裁判所の管轄区の異なる中央ユタ収容所へ移転させられたといふ事実があるからである。

「」の問題は移転といつゝとじよつて人身保護手続を回避しようと考へてもそれに影響をうけるものではない。上告人をユタ州へ移したことはこれらの人々の多数を対象とした一般的な分離計画の一部でありこの係属中の事件とは何ら関係がなかつたのである。さらに当該地方裁判所の管轄区域内には、上告人の拘禁に責任がありしたがつて被告としての適格性のある者が誰もなかつたとは言われていない。實際われわれはもし令状が出され、内務長官なり戦時再配置局の係官（その事務所が当地方裁判所の管轄区内であるサンフランシスコにある局長の補佐官を含む）に命令が出た場合には上告人を法廷につれて行き、裁判所の命令をすべての面において遵守するという内務長官代理の言を聞いてゐる。したがつて本件は仮空の裁判ではないと思ふ。

United States ex rel. Inness v. Crystal, 319 US 755 事件において令状申請人は人身保護令により軍事法廷の判決に異議を申し立てた。地方裁判所は彼の申請を拒否し控訴裁判所はその命令を確認した。この判決が下されたのを、彼の移送令状申請が当法廷に出される前に彼は軍隊の拘留所から異つた裁判管轄区域内にある連邦刑務所へ移された。唯一人の被告は軍司令官であった。ただ刑務所看守に出される命令のみが彼の釈放を可能にすることができたが囚人も看守も地方裁判所の管轄区

域外にあつたのである。したがつて当法廷は「」の事件を仮空の事件と判断した。本件には「」に匹敵する状況は存在していない。

被告が被原告召喚状を渡されなかつたとかこの審理に出頭しないなかつたという事実は重要でない。合衆国は令状を出す「」とに抵抗してゐる。「」のような審理状態においては訴訟は成立しておりしたがつて被告の出頭なしに令状を拒絶すればそれを理由とする控訴もあり得ぬのである。Ex parte Milligan (4 Wall. 112); Ex parte Quirin, (317 US I, 24) したがつて現在考へられるかあつたばかりの訴訟は仮空の裁判ではなく上告人自身がこの管轄区域内に「」ことが不可欠の場合でないかぎり当該地方裁判所は裁判管轄権をもつてゐる。

当地方裁判所の管轄権区域内に被拘禁者が「」ことが人身保護令状を申請する「」の必要条件であるのかどうかを我々は判断する必要はなし。（参照 Re Boles 48 F 75; Ex parte Gouyet 175 F 230, 233; United States ex rel. Belardi v. Day 50 F (2d) 816, 817; United States ex rel. Harrington v. Schlotfeldt 136 F (2d) 935, 940. 並び Tippitt v. Wood 140 F (2d) 689, 693 も参照）

われわれはただ、当該地方裁判所は裁判管轄権をもつてゐる

を拘禁していた者が、この裁判管轄区域内に残っている場合には管轄権を失わす理由となるないと判断するだけである。

しかし、この事件判決中には裁判所が当該令状を出すことがどうゆためには拘禁の場所が当該裁判所の管轄区域内に存在しておなけれども、なぜか見解である。(参照、*Re Boles*, 48 F 76; *Ex parte Gouyet*, 175 F 230; *United States ex rel. Belardi v. Day*, 50 F (2d) 816; *United States ex rel. Harrington v. Schlotfeldt*, 136 F (2d) 935.) しかしながら、これは申請人を拘禁している被告が裁判所の管轄区域内にいるから裁判所は行動してよこと考えるのである。*Re Jackson* 事件(15 Mich 417, 439, 440)におけるクーリー判事(Cooley J.)が述べたように、「この令状の手続様式に関して認められる重要な事実は、この令状は拘禁されている者に対し出されるのではなく、彼を拘禁している者に対するものである。この令状の効果は拘禁者の行動を通してのみ被拘禁者に及ぶのである。この令状を送達する役人が刑務所の扉を開けて囚人を自由にするのではなく、裁判所が拘禁者に命じて彼の束縛を解除せられたせり」とにより彼を救出するのである。令状のもつべき力はあくまで被告の上で費されるのである。」(参照、*United States v. Davis*, 5 Cranch cc 622; *Ex parte Forg Yim* 134 F 938; *Ex parte Ng Quong Ming* 135 F 378, 379; *Sanders*

v. Allen

100 F (2d) 717, 719; *Rivers v. Mitchell* 10 NW 626; *People ex rel. Billotti v. New York Juvenile Asylum*, 68 NYS 279; *People ex rel. Dunlap v. New York Juvenile Asylum*, 68 NYS 656.) 人身保護令状手続で当該地方裁判所の裁判管轄権が依拠して制定法規(Rev. Stat. § 752, 28 USCA § 452, 8 FCA title 28, § 452)は地裁に「自由を制約しておる原因を調査するために人身保護令状を出す」権限を与えておる。この目的は囚人を当地方裁判所の裁判管轄区域から移動せしめたりによってそなわれたり、覆されるとのでは決してない。訴訟が始つてからたとえ囚人がこの管轄区域内にいる目的はかなえられ、裁判所の命令がせられたときにこの囚人を拘禁しておいた被告がこの裁判所の管轄区域内にいる目的はかなえられ、裁判所の命令は有効となるのである。

原判決を破棄し、以上の意見に従つた審理をやむよう地裁に差し戻すものである。

マーティー判事の同意意見

私は法廷意見に賛成であるが、日系人をその忠誠や無関係に収容所へ拘禁するることは連邦議会や大統領によつて認められておなじだけでなく、今回の疎開計画全体を特色づけている違憲の人種差別に抱いておる例の一例であると私は考えるものである。本日判決が下されたノーマン対合衆国事件の反対意見に

おいて私がもつと詳しく述べたようにこの種の人種的差別は軍事上の必要性に何らの合理的関連性をもっていないのみならず、アメリカ国民の理想と伝統にもまったく相反するものなのである。

わざに当法廷はミッエ・エンドーは戦時再配置局により無条件釈放をうける権利をもつていると判断している。エンドーさんは市民排除令 No. 52 と布告 No. 7, No. 11 が依然として彼女をそこから排除しているカリフォルニア州サンクレメントへの帰郷を望んでいるのである。そしてエンドーさんに与えられるべき「無条件」釈放は必然的にカリフォルニア州へ自由に入る権利をも含めて「州から州へ自由に移転する権利」を意味しているのであると私は思う。(Twining v. New Jersey, 211 US 78; Crandall v. Nevada 6 Wall 35) 私は彼女をカリфорニア州から排除してくる軍事命令はそれが出された時点で無効であったと考えている。この立場からすればこれらの軍事命令は大西洋岸侵略の脅威とサボタージュとスペイ活動の恐れが少なくなってきた今の遅い時点においてはなおさら反対されるべきものであろう。このような状況下で忠誠なるアメリカ市民の中に日本人の血が流れているという理由で普通であれば行く権利のあるような場所から彼女を排除することは十分正当化であると政府は述べているが、この立場を私は是認できない。

ロバート判事の同意意見

私は結論に賛成であるが、この結論に達した裁判所の意見に述べられている理由に同意できない。今回の開廷期の二十二番目の事件であるコレマツ対合衆国 (323 US 214) におけるよう当裁判所は必然的に含まれている憲法上の争点を避けようとしている。当裁判所の意見は長々と政府の行政部門も立法部門も令状申請人の拘禁を承認していなかつたことを示そうとしている。

1、行政部に関する問題となっている行政命令のどれも特に拘禁には言及していないゆえに裁判所は拘禁についての承認が默示されているとすべきでないと言わわれている。しかしこの見解は明白な事実を無視しているように私には思える。法廷意見が明らかにしているように政府の行政部門は行われていたことに気づいていたのみならず、實際には行われていたことは規則中にしかも国民に公開されているいわゆる便覧の中にきちんと述べられていたのである。このように明白公然と政府の一部門が一連の公式規則の下で行動をとる場合にはそれによって同部門は自らの行為の合法性と有効性についての確信を示すと考えられると私は思っている。私は本件では行政命令により付与された権限をある下級公務員が逸脱したと述べることは承認しがたいと思う。このような判決理由は法律違反と憲法上

の権利侵害とをたやすくするであろう。というのはこれらの行為が問題とされる時に明らかに返ってくる答弁は、上級行政官が彼らの部下の行為につきいかに多く知り、理解し、承認していたとしても、これらの部下に実際にはそのような行動をするという明白な命令を与えていなかつたということになるからである。令状申請人の拘禁は下級行政官の権限逸脱の結果起つたものであると主張することは事実を隠蔽することになるだろう。

2、法廷意見が述べているように一九四二年三月二一日法は拘禁について何もふれていなかつたし、一九四二年二月一九日付の行政命令 No. 9066 も何も述べていなかつた。しかし私は連邦議会が再配置局に特別支出をした時、同議会には委員会聴聞での報告書と証言とが提出されており、かつ再配置局の手続の詳細については完全に政府刊行物の形で公表されていたのだから、これらの特別支出は行われていたことについての批准と承認ではなかつたという解釈に同意できない。

法廷意見の脚註 24 で引用されている事件はこのような判断を正当化するものではない。この判断は議会の批准行為にとって以前には不可欠とは考えられてもいなかつた一要素を今やつける加えている。すなわち連邦議会が行政機関の計画のどれかを特別予算により批准する場合には、その法案はそれに言及している特別条項を含んでいなければならないということである。言

いかえれば裁判所は連邦議会は特別支出法案中に「収容所において条件つき釈放、仮出所を実施するために」というような項目を入れていない限り本件で当該機関の行動を批准したと考えないということになるのである。連邦議会がこの計画に関してもつていた知識に照らすと、連邦議会は行われていたことを批准するつもりはなかつたと裁判所がこじつけの判断をするということは正当化できないと私は思う。

3、したがつて私は当裁判所はまさに重大な憲法問題に直面していると考へる。すなわち令状申請人の拘禁は連邦憲法の権利章典の保障を特に適正手続の保障を侵害しているかどうかということである。この問題に対する答は唯一つしかありえない。明らかに忠誠なる一市民が長年の間彼女の自由を剥奪された。憲法の下では彼女は自分の望むとうりに自由に行き来できるのである。にもかかわらず彼女の移転の自由とその他の普通の行動は禁止され条件を付されてきたのである。彼女は釈放されるべきである。

タカハシ対漁業、狩猟委員会

Takahashi v. Fish and Game Commission,

334 US 410 (1948)

釜田泰介訳

「プラック判事が法廷意見を述べた。」

被上告人トラオ・タカハシは日本で出生し一九〇七年にこの国へ渡ってきてカリフォルニア州の住民となつた。「体色」と人種」の区別に基づいて連邦法（Toyota v. US, 268 US 402, 411, 412）は日本人ならびに他の白人種でない人種集団がこの国へ入国して居住することを許していたが、彼らは合衆国民権をとれないものとしていた。ここに提出されている問題はカリフォルニア州は連邦憲法との憲法に従つて通された法律に矛盾することなく、連邦法に定められている市民権に対する人種にもとづいての資格剥奪ということを、タカハシがカリフォルニア州沿岸海域で漁業者として生計をたてる」とを禁止する理由として使用できるかどうかということである。

一九四三年前は、カリフォルニア州は市民権の有無に関係なく有資格者にはすべて営業用の漁業免許を出していた。一九一五年から一九四一年にかけてタカハシは同州により出された一年更新の営業用漁業免許にもとづいて、カリフォルニア沿岸の

海域（それは明らかに沿岸から三マイル内外のところであった）で漁をしその鮮魚を水揚げして売っていた。一九四二年わが国が日本と戦争状態に入ったのと同時にタカハシ並びにカリフォルニア居住の他の日系人は軍命令によつてより同州から疎開せられた。（Korematsu v. US, 323 US 214 参照）一九四三年戦争と疎開が行われて、いの間に、すべての「アメリカ国籍のない日本人」に免許を出すことを禁止するカリフォルニア州の漁業並びに獵に関する法律修正案が採択された（Cal. Stat. 1943, c 1100）。一九四五年同州法は一九四三年の条項が敵国人にだけ向けられているので「憲法違反と宣告」されるかも知れないという恐れから一九四三年の条項を取り去る修正がなされた。新しい改正は「市民権をとる資格のない者」（この分類は日本人を含んでいた）に免許を出すことを禁止していた（Cal. Stat. 1945, c 181）。連邦法の下で市民権を得る資格を有していない者に営業用漁業免許を出すことを禁止しているこの州規定を理由に、タカハシは州の求めている他のすべての要件をみたしていただが一九四五年にカリフォルニア州に彼が帰ってきたとき、カリフォルニア漁業、狩猟委員会により免許を拒絶された。

タカハシは彼に免許を出すことを同委員会に命ずる職務執行命令を請求する本件訴訟をカリフォルニア州ロサンゼルス郡

の控訴裁判所へ提起した。同裁判所は職務執行令状の請求を認めた。

同裁判所は法律に従つてカリフォルニアの住民となつてゐる外国人は市民権を得る資格がないけれども、他の法的資格を有している州住民と同じ条件で三マイル海域を越える公海で営業上の漁をする仕事に従事する資格を有している並びに彼らにこの権利を拒絶しているカリフォルニア州法の条項は修正十四条の平等保護条項を犯していると判決した。その後州最高裁は三人の判事の反対意見はあるが、前記の判決を破棄して次のように判断した。カリフォルニア州は沿岸から三マイル内海域にいる魚に財産上の利益を有している。そしてこの利益によつて、州が外人一般と特に市民権を得る資格のない外人に沿岸から三マイル内外で魚をとりそれを売却の目的でカリフォルニアへ運ぶことを禁ずることは正当化されると述べた。当裁判所は、連邦と州との関係分野並びに憲法上保護されている個人の平等と自由との分野で重要性をもつこの問題を審査するために移送令状を出した。

われわれは *Truax v. Raich* 事件 (239 US 33) における当法廷の意見を概観することにより本件に適用される原則の考察を始めるこことにする。この意見は本件第二審のカリフォルニア最高裁の多数意見によっては拘束力あるものとは見なされなかつたが、反対意見者はカリフォルニア州法を無効とする根拠と

したものである。

この事件は五人以上の従業員をかかえているすべてのアリゾナ州の雇用者に八〇パーセントを下らない有資格選挙人またはアメリカ生れの合衆国市民を雇用することを義務づけたアリゾナ州法の効力を争つたものであった。Raich は五人以上の従業員をかかえているあるレストランでコックとして働いていた外国人であるが、レストラン所有者に対してこの州法が適用された結果として彼の仕事を失いかけていた。当法廷はアリゾナ州法は無効であるという Raich の主張を支持して Raich は連邦法にもとづいてこの国に合法的に入国を許されたのであるから合衆国どの州へでも行き居住するという特権を連邦法により与えられている。そして住民となつた後は修正一四条にもとづき本人が居住する州の法律の平等な保護を享受する特権をも与えられるのであると判決した。またどの州へでも行き居住するというこの特権はその社会の普通の職業で生計をたてるため働く権利を伴う。そしてこの権利を拒絶すればこの修正条項を中心のない文字面だけとすることにならうと判決した。外国人の雇用に対するアリゾナ州の規制は合理的であるがゆえに許されるという主張に応えて当裁判所は次のように判決した。「合理的な区別は州のもつてゐる正当な利益を保護する行動を伴うとも主張されるにちがいない。そして州の正当な利益については

連邦専属の権限と抵触をきたすような広い解釈は許されないと
いう解釈には争いの余地はないがろう。移民問題の管轄権限、す
なわち外国人の入国退去に関する権限は連邦政府にのみ与えら
れている (Fong Yue Ting v. US, 149 US 698, 713)。州く
合法的に入国を認められた外国人に生計を立てる機会を拒絶す
るという権限を承認すれば、外国人に入国と居住を拒否する権
限を主張するのと同じことになるだろう。というのは通常の場
合、彼らは仕事ができなければ生きていけないからである。そ
しててもしこのような政策が許されるなら、その実際上の効果は、
連邦議会の承認にもとづきこの国に合法的に入国を許された者
がこの入国許可により与えられた特権を実質的な意味で完全な
範囲で享受するかわりに、貢献しようと選んだこの州において、
差別される」とになるのである。(Truax v. Raich, 239 US

42)

やしきの Truax 判決が「」も述べてきた意見以外に何も
述べていなかつたとすれば、「」の理由づけに従うがぎりの判
決理由は外国人が魚をとる職につくことを禁止しているカリフ
オルニア州法を、憲法上「国土の最高法」とされている連邦法
違反として、無効にすることを求めていると思えるだろう。し
かしそこで当裁判所は次のことを注意すべく意見を展開したの
である。それは当裁判所は時折、市民と市民でない者とに同じ

ように適用されない州法を支持したことがあるということであ
る。この区別の理由はこののような法律が州またはその州に住む
市民の特別な利益を保護するために必要であるということであ
るとしたのである。Truax 事件判決は、アリゾナ州法はすべ
ての職業における外国人の雇用に向けられることを意図してい
たので「立証を伴えばこの法律を支持できると考えられる特別
な職業に関する特別な公益」については立証していないことを
指摘した。当法廷は州が潮水の河におけるカキの養殖特権を同
州の市民に限定するとか、銃の所持と同州内での狩猟の特権を
州内の外国人に拒否するというように種々の州法を以前に支
持したことがあることに言及した。当法廷はまた、別の条約が存
在しないかぎり不動産の移転を市民に限定するという州の広範
な権限を認めていた先例にもふれているのである。

岸二マイル内の魚を所有している。」のような受託所有者として同州は魚の供給を保持する手段として三マイル内で特定外国人またはすべての外国人が漁をする」とを禁止する完全な権限を有している。三マイル海域内で泳いでいる間にとらえられる回遊魚は隣接している公海中を泳いでいる間にとらえられる回遊魚と区別されないので、州はその三マイル支配を執行するため、*Bayside Fish Flour Co. v. Gentry*, (297 US 422) 事件における当法廷の判決によると、「三マイル域を越えたところで漁業をしそう」とられた魚をその沿岸に運ぶ」とも規制できる。それで州の主張は次のようになる。すなわち、市民権を得る資格のない外国人に漁業免許を拒否している法律は営業漁民の数を減ずるのに役立つ。したがって適切な魚の保護手段である。どんなグループが免許を拒否されるかを決定する州権を行使するに際して州は、州によって所有されている魚に対しても共同体利益を何らもつていない外国人をまず第一に禁止する権利（義務でないとしても）を有している。結局のところ市民権をえる資格のないこれら外国人に州議会が免許を拒否すると「う」とは合理的な区別として弁護される。その理由としてカリフオルニア州は、帰化法で連邦政府がこの区別を採用している例に従つたにすぎないと述べているのである。

(第一) この法律は魚の保護手段としてのみ通されたという

州の主張は原告により強く否定され、原告は「の法律は日本人に對してのみ向けられてしむ人種的反感の結果であり、」の理由だけで「の法律は有効でない」と主張している（参照、*Korematsu v. US*, 323 US 216; *Kotch v. River Pilot Com'rs*, 320 US 552, 556; *Yick Wo v. Hopkins*, 118 US 356; *Re Ah Chong (CC Cal)* 6 Sawy 451, 2 F 733, 737.）われわれは「の法律の定立を促した動機に関する」の論争を解決する必要はないと思う。したがつてわれわれの判決のためには、「の条項はカリフオルニア沿岸水域における魚を保護するために、または漁業に従事しているカリフオルニア市民を日系外国人による競争から守るために、または「の両方の目的のために通されたと考えておこう。

(第二) 「の」とからカリフオルニア州が論じているように、連邦政府が人種と体色という区別にもとづいてある程度移民と帰化を規制しているからといって、州も、その州境界内に合法的に入国を認められた外国人が他の州住民と同じ方法で生計を立てることを妨げるような同じ区別を採用できるということにはならないのである。連邦政府はどのような外国人が合衆国への入国を許されるべきかといふこと、彼らが滞在できる期間、帰化前の行動の規制、帰化の条件を決定する幅広い憲法上の権限を有しているのである。（参照、*Hines v. Davidowitz*, 312

US 52, 66.) 憲法によると州は「」のような権限を何ら与えられていない。州は、入国許可、帰化、合衆国または各々の州への外国人の居住に対し連邦議会により合法的に課される条件に何もつけ加えることはできないし、また条件を減ずることもできない。合衆国に入国を許された外国人の往来とか居住に対し差別的な制約を課している州法は、この憲法上引き出される連邦の移民規制権と矛盾し、したがって無効と判決されてきた。さらに連邦議会は移民と帰化についての全国的な規制案を法律化した際に次のように幅広い条文を定めたのである。

「合衆国の管轄内にいるすべての者はあらゆる州並びに領土において契約を締結し、執行し、訴えを起こし、当事者となり、証言をし、身体と財産を保護するためにしての法律と手続との完全にして平等な恩恵をうけることができる」という白人市民により享受されているのと同じ権利を持つものとする。そして同じ刑罰、税金、免許、ならびにあらゆる種類の徴収金に服すべきで、それ以外のものには服わないものとする」(May 31, 1870) (16 Stat. 140, 144, c 114, 8 USCA § 41, 2 FCA title 8, § 41) ,J の条文の保護は市民と同様に外国人にも及ぶと判断された。従ってこの条文との条文が一部分依拠している修正一四条とは、外国人とか体色を理由にして不平等に扱う州法から「すべての者」を保護していくのである。(参照、Hurd

v. Hodge, 334 US 24) 修正一四条ならばにその授權下で採択された法律は、かくして「」の國に合法的に居住するすべての者は差別のない法律を適用されている市民と平等な法的特権をもつて、「どの州に」でも住んでよいという一般的政策を具体的に表現しているのである。

いま述べてきたことはすべて、州はその州に居る合法的な外国人居住者、特にこの中のある人種、体色のグループを選んで、単に連邦議会が移民と帰化に対しその幅広い明らかな権限行使するに際してこれらのグループを特別に区分したという理由だけでこれらの者がある職業に従事することを禁止する権限がある、という州の主張の希薄なことを強調しているのである。多様性のある文化、人種、体色をもつた人々から構成される国々からの外国人を区分して別々に取り扱うという連邦議会がその権限行使に際して採用した政策を理由にして、これを州の立法根拠としても当該州法を支持することはできないのである。これらの理由のゆえに、州がある種の外国人住民に排他的に州法を適用する場合、その州の権限は限られたものにのみ許されるのである。

(第III) われわれはカリフォルニア州が依拠している「特別の公益」というものによって、同州によるタカハシの漁業営業禁止が正当化されうるとは思えない。前に指摘したように「特

別公類」についてのカリフォルニアの言い分は、同州の市民は「11マイル海域内を泳いでいる魚の共同所有者である」ということである。当裁判所がすら以前に一州の市民は「潮水」、その中に「魚」を共同して所有したことと述べたりとは事実である。^⑩ (McCready v. Virginia, 94 US 391) (比較参照、US v. California, 332 US 19; Toomer v. Witsell, 334 US 385) McCready 事件は他州の市民がヴァージニアの潮水河でカキを養殖するのを禁止したヴァーヘリト州法を支持した。¹¹ McCready 事件はしづしづ類似事件中では区別されたけれども、事件は「州が権利として依拠されたかった」。この判決（これはを含む他の事件において依拠されたかった）は猟鳥獸の肉の利用を通商条項が含まれていただけであった）は猟鳥獸の肉の利用を州民に限るために、同州内でとられた猟の獲物を州外へ運び出すことを禁止したある州法を支持した。他方、ルイジアナ州法においては、同州は州水域内にしるすべてのエビを所有し、州外消費用にエビを輸送し売却するのを認めるとされていた。

この事件においてルイジアナは州外輸送上必要な当該エビの加工を州内であることを求める権限は、通商条項の下では認められないとした判断された。¹² (Foster Fountain Packing Co. v. Haydel, 278 US 1)。無効にされた連邦の条約が存在しないから、当裁判所はデュー・プロセスと平等保護の申立にもか

かねらず州の住民のための狩猟保護の利益から野鳥獸の狩猟を外国人に禁止する州法を支持してた (Patson v. Pennsylvania, 232 US 138)。しかし後に一九一八年七月一日制定の渡り鳥に関する法律 (40 Stat 755, c 128, 16 USCA § 710, 5 FCA title 16, § 710) が、Geer 事件で展開された州の猟鳥獸と魚の所有に関する主張を譲り、バリー州は州内の鳥の所有を主張したけれども、連邦権限内にあるものとされた (Missouri v. Holland, 252 US 416)。当裁判所は「州が権利としてのよがなりとを主張する」とは根拠が薄い」という見解をこの事件において述べた。われわれは同じ見解が同じように本件にも適用あるものと考える。カリフォルニア州から11マイル領海内にいる魚がどの程度カリフォルニア州により所有されるにしろ、われわれは「州が所有権をもつて居ると」と「は、他のすべての者が許されている同州沿岸での漁業による生計の維持から合法的住民である外国人を州が排除すること」を正当化するには不十分であると思う。

この法律は市民権をえる資格のない外国人に土地の所有を禁止する州法を支持したいつかの事件の先例により支持されべきだとこう主張について考察する仕事がまだ残っている。これらの諸事件の有効性は統いていると仮定してもわれわれは、これらの諸事件のどれも本件をいずれにしろ拘束しないと思つ。

これらの諸事件は州の境界内にある土地の所有移転を管轄する州の権限（不動産特有の理由にもとづき長い間行使され支持されてきた権限）にのみ依っていた。これらの諸事件を拡大解釈して本件に及ぼすことはできない。

原判決は破棄され、本意見にしたがって審理されるよう差し戻される。

破棄。

マーフィー判事の同意意見。 ラトリッジ判事がこれに同意している。

当法廷の意見は、私の意見を適切に表明しているのであるが、ある重要な一つの面をつけ加えなくてはならないと思う。その重要な面とは市民権を得る資格のない者に営業用漁業免許を得ることを禁止しているカリフォルニア州の漁業並びに狩猟法の九九〇条は日系人に対する敵対心からまさに生れたものであるといふことに関するものである。この法律の背景にざっと目を通しても、この法律が法の平等な保護という考え方によらずと目を立てる。この法律は日系人の人々を差別するためにのみ作られたといふことを立証できる。このようなタイプの法律は合憲と言われる資格はないのである。

問題の法律は今世紀に入ってから様々の形でカリフォルニア州に起つて反日感情について一段と明らかに示したものに

すれども（参照 *Oyama v. California*, 332 US 333 の同意意見、*Korematsu v. US*, 323 US 214 の反対意見）。むろんこのよだな感情は、ある種の人々が日系市民に対しても経済的、社会的に自らを調整できたり、調整することを拒否したことには端を発して出でたと思える。日本軍の真珠湾攻撃に先立つ数年間に、これらの狭量な態度をとった者たちはカリфорニア沿岸で働いている日本人漁民に対し、根拠のない非難、中傷を浴びさせていた。これら日本人漁民の数は千人近くであった。そしてそれらの大部分の者は長い間この州に居住していた。彼らは漁業に従事しているのみならず、日本政府のためにスペイその他他の違法な行動にも従事していると非難された。日本の戦争が近づき最後にそれが現実となるにつれこれらの非難は勢いを増してくり返された。しかしその筋による完全な調査もそれを立証しようがないかなる証拠をも明らかにできなかつた。一人の日本人漁民すら申し立てられてスパイを理由に逮捕されたものはいなかつた。このような根拠のない非難は、日系住民の評判を落させ彼らにカリフォルニア居住をあきらめさせようとする長い間の運動に必要なものとしてのみ理解可能なのである（参照 *McWilliams Prejudice* (1944), C VII）。

もとと明確に言つなんく、これらの批難は差別的な漁業法を通すために使用されたのであるといふことがである。しかしこの

ような法律は即座に作られはしなかった。日本人漁民がその後自分達にとって都合の悪い事態を引き起こすことなく続いてカリフォルニアに居住したということが一時的にこの非難、中傷に対する適切かつ有効な反論として役立った。その次に西海岸から日系人すべてを疎開さす」とが続いておこった(参照 Korematsu v. US)。ひと度疎開が達成されるや疎開者のカリフォルニアへの帰還を阻止するための激しい運動が始まられた。漁民を含めて古い非難のすべてが再びみがきをかけられ大きくなってきた。今回は日本人は不在であったので有効な反論をすることができなかつた。人種的憎悪の嵐は衰えることなく吹きまくつた。

一九四三年の人種的あらしの真最中に数々の反日法案がカリフォルニアの立法者達により考察された。外国人土地法(Alien Land Law)に対するいくつかの改正がなされた。そして漁業及び狩猟法の九九〇条は「営業用漁業免許は日本人以外の者に出される」という文言に改正された。この変更は魚の保護のためであるという言いわけもなされていなかつた。これはすべての日本人がすぐ帰されるという指示がない今までカリフォルニアから排除されていた時に作られた。したがつて彼らに漁業免許を出すことを禁止することは魚の保護に何らの即効をもたらえなかつた。さらにこの修正がなされた時期は、連邦と州の両

政府が戦時目的のために食糧増産の奨励に全力をつくしていた時期であった。この時期における主要な願いは漁獲の減少というよりもむしろ増大ということであった。カリフォルニア海上漁業局の出した当時の会報、報告書は漁民数が増大したことから保護問題がもたらあがつてゐるとは何ら示していなかつた。(参照 Thirty-Eighth Biennial Report (July 1, 1944), pp. 33-36; Fish Bulletin No. 58, for the year 1940; Fish Bulletin No. 59 for the years 1941 and 1942.)

これらの状況は九九〇条に対する一九四三年改正は日本人がカリフォルニアへ帰つてくるのを妨げるという目的をもつていたという明白な事實を確認する以外の何物でもない。彼らの営業用漁業権をとりあげることによって、漁民としての仕事を営んでいたこれら外国人の生活はより困難な利益のないものとなるであろう。そして日本人でない漁民はそれによりこれら外国人によつてもたらされた競争から解放されるであろう。しかし修正一四条の平等保護条項は、その目的が人種的憎悪を定着させることであれ、他の住民の競争上の利益を保護することであれ、こののような形で州が外国人住民を差別する」とを許していない。

現在当法廷に提出されている九九〇条の一九四五年修正とて一九四三年修正より良い立場に置かればしないだろう。この後

者の修正は「日系外人」の語句をとりのぞき、その代わりに「市民権を得る資格のない者」という文言を入れかえたにすぎない。この修正の採用もまたカリフォルニアにおける反日運動がその最高頂に達していた時期に起つた。日本人排除命令の終了に加えてエンドー事件 (Ex parte Endo, 323 US 283) における当法廷の判決により疎開者の多くがカリフォルニアへ帰つてくることが確実と思えるようになってきた。偏見と敵対と憎悪とが再び起りこり、帰還する日系アメリカ人にに対する多くの暴力行為がこの時期に目立つて起つた。今一つの反日計画の波が

一九四五年立法期を特色づけた。九九〇条に対する修正が一九四五年に提案され採択されたのはこのような背景においてであった。

問題の修正が魚の保護に関する委員会によってではなく、日本人の再定住問題に専念している立法委員により提案されたことは興味深かつ意味がある。日本人の再定住に関する上院の調査委員会は一九四五年五月一日に報告書を出した。この報告書は、外国人土地法、日本語学校、二重国籍、テュール湖反乱というような問題を取り扱っていた。そして同報告書中の「日本人漁船」という項目の下に九九〇条に対し出されている修正について次のような説明がなされていた。

「当委員会は日本人により所有され操縦されているわが州沿

岸での漁船の使用問題にはほとんど考慮を払わなかつた。といふのはこの問題は以前に立法により網羅されてきたと思うからである。しかし当委員会は現在の法律は差別立法であるということで違憲と宣告される危険性があると考える。というのはこれは日本人に対して向けられているからである。この法律問題は『市民権を得る資格のない外国人に』適用されるという修正案により、恐らく取りのぞかれるであろうと考えられている。当委員会は制定法に上記の修正を加える案を上院に提出するものである。」

魚の保護の必要性または漁民の数を制限する必要性に関する一語もこの報告書中で述べられていなかつた。修正の背後にある明白な考えは日本人に対する特定の言及を取り除くことにより、日本人漁民に対する差別を合法化しようとするものであった。

提案された改正は採択された。下級の事実審裁判所はこの状況を次のように的確に描写している。「日本人がカリフォルニア領域の海域で漁業に従事していた市民権を得る資格のない唯一の外国人であったことは一九四五年当時、一般に立法者に知られていた。同じ事實を当裁判所は審理において認めるものである。ゆえに九九〇条を今回修正するに際して、議会がその修正により日本人を名指しにする代わりに一般的概念を使うこと

で、営業用漁業免許をうける有資格者から日本人を排除しようと考えていたことは明白となるのである。すべての意図、目的からいっても、かつ実際上からいっても、一九四三年と一九四五年的修正条項は同じである。明白すぎる目的をかくすためにうすいペールが使用されているだけである。両方の条項の下で

おののの、外国人である日本人は公海での営業用漁業免許を受けそして鮮魚を売却する目的で陸上げする権利を否定されている。……この差別は不平等の強要であり、同じ条件下にある同じ職業の者に課されるより重い負担を特定の者に負わすことになり禁止事項に当る。明らかに敵対的なこの差別は合理的な区分の理由にもとづいてはいない。したがつてそのかぎりにおいてこの条項は合衆国憲法修正一四条一項を犯すものである。」

現行の九九〇条は憲法上許されているカリフォルニアの利益に何ら関係のない差別立法であるという事実をみのがすべきではない。これは人種的、経済的緊張を背景として作られたものである。これは立法の目的も、実際上の効果も日本人にのみ向けられている。同法は日本人が漁場保護計画の遂行を脅かしているからでもなく、彼らの漁業活動がカリフォルニアまたは同州民の福祉に対する明白にして現在の危険となっているからもなく、ただ彼らが日系（不幸にも有力な同業者の中に反感を引きおこすに至った者）であるがゆえにのみ、彼らに営業用漁

業権を拒否しているのである。われわれは外見上は問題のない九九〇条の文言の背後に、平等条項の理念をまさに否定した姿を見出す必要があるのである。州最高裁判決破棄を正当化するのにこれ以上何も述べる必要はないだろう。

リード判事の反対意見

私はカリフォルニア州最高裁判所の判決は確認されるべきであると判断する。その理由を簡単に述べておきたい。漁業権は伝統的に天然資源として取り扱われたので、連邦の規制が存在しないかぎりカリフォルニア州は主権国家として州水域内の魚の捕獲、取りあつかいを規制する権限を持っている。魚は外国人による利用から保護されてよい州の天然資源の一つであると私は思う。連邦権限が行使されていかざり、この権限の根拠はカリフォルニア州のその漁場に対する権限である。

漁業権は州がその領土内の土地に関し外国人に拒否できる特権とされている土地所有権に類似性をもつてゐる。（Terrace v. Thompson, 263 US 197）それは狩猟権にも非常に類似性をもつてゐる。この狩猟権は州が合理的にみて州民の利益になると考へる場合には外国人に禁止してよい特権なのである。州権は、ある市が善良の風俗に反する傾向をもつていると考へられてゐる場合に従事する市民としての資格を十分備えていないと判断する場合には、ビリアードとかブルとかの玉突き場経営から

外国人を排除する」とに及ぶべき判断がされた（Ohio ex rel. Clarke v. Deckebach, 274 US 392）。

連邦政府は外国人と国民とを平等に取り扱うとする政策を進めてはいなかった。国民は土地所有と天然資源の利用において外国人より優位な権利をみとめられている。おそらく連邦議会は移民政策としては、各州がアメリカにおけるあらゆる機会の門戸を外国人住民全員に開放することを求めるかもしれないが、連邦議会が漁業に関して同じ立場を取ると決定しならかぎり政府の司法部門が州に対し全外国人にこの特権を認める必要を求すべからずとは私は考えない。

漁業権に制限を加えることで外国人を区別しようとするカリフオルニア州法は平等条項を否定するものであると判断する際に多数意見が依拠したと思え（Truax v. Raich, (239 US 33) 事件は）のような判断の先例とはならない。この事件では公共土木事業と天然資源の利用に関し外国人を差別する州の権限が承認された。さらに当法廷が本件を審理していた最中に Heim v. McCall (239 US 175) 事件が当裁判所に係属していたのである。この事件においてハイムは次のような内容のニューヨーク州法の合憲性を争っていたのである。同ニューヨーク州法は「州または地方自治体もしくは州か地方自治体と契約関係にある者、による公共土木事業においては合衆国市民のみが雇用さ

れぬものとする。そして労働者がこのような公共土木事業において雇用される場合には常にニューヨーク市民が優先権を与えるものとする」と定めていた。この法律は憲法の特権並びに免責条項、適正手続条項、平等保護条項にもとづく外国人の権利を否認しているという理由で攻撃されていたが、当法廷は全員一致でこの法律が私人請負人によるニューヨーク市地下鉄建設に適用されるかぎり憲法上許された州権の行使であるという判断を下した。憲法は公共土木事業からの外国人の排除を認めているのであるから当然、州漁業権からの排除をも認めなければならない。州はその天然資源の享受から市民となる意思がないか、あるいは資格がない者を排除する権限をもつていて、私は州は漁業特権から外国人を排除できると考える。故に「の立場からするとカリフオルニア州が設けている市民権となる資格のない外国人だけを排除するという区別がどうして憲法により禁止されてしまうと書くのか私は納得できない」（Terrace v. Thompson (263 US 197, 220)）。またわれわれがカリフオルニア州法の内容の良し悪しについてどのように考えようとも、われわれは同州法が憲法上の制約を逸脱したと判断する場合のみ介入すべきである。ジャクソン判事がこの反対意見に同意している。